

平成 25 年 4 月 19 日

各 位

会 社 名 不二精機株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 伊井 剛  
 (JASDAQ コード番号 6 4 0 0)  
 問合せ先 常務取締役 山本 幸司  
 (TEL. 06 - 4306 - 6822)

**第三者割当により発行される第 1 回新株予約権の発行及び  
 コミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 25 年 4 月 19 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 1 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと並びに割当予定先とのコミットメント条項付き第三者割当契約（以下「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、本新株予約権発行と本契約締結を合わせた資金調達スキーム全体を「エクイティ・コミットメント・ライン」といいます。）。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 25 年 5 月 7 日
(2) 新株予約権の総数	170 個
(3) 発 行 価 額	総額 1,176,400 円（新株予約権 1 個につき 6,920 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	1,700,000 株（新株予約権 1 個につき 10,000 株）
(5) 資 金 調 達 の 額	171,176,400 円（差引手取概算額：161,795,400 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：1,176,400 円 新株予約権行使による調達額：170,000,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 100 円（固定）
(7) 募集又は割当て方法 （割当予定先）	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。 ② 本新株予約権の行使指示 割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、同社と締結した本契約により、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 ・株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場（スタンダード）（以下「JASDAQ スタンダード」といいます。）における 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 130%（130 円）を超過した場合、当社

	<p>は、当該日の出来高の 15%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JASDAQ スタンダードにおける 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 150% (150 円) を超過した場合、当社は、当該日の出来高の 20%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。</li> </ul> <p>上記行使指示を受けた割当予定先は、10 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。</p> <p>なお、行使指示の株数は、マイルストーン社が当社の代表取締役社長である伊井剛と締結した株式貸借契約の範囲内 (200,000株) としております。</p> <p>③ 行使条件</p> <p>本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日 (平成 25 年 4 月 19 日) 時点における当社発行済株式総数 (7,354,000 株) の 10% (735,400 株) を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>④ 新株予約権の取得</p> <p>当社は、本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日 (以下「取得日」といいます。) を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 2 週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額 (発行価額) と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>⑤ 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。また、当社取締役会の決定により本新株予約権の半数を上限として譲渡を指示することができます。</p>
--	--

(注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

## 2. 募集の目的及び理由

### 【本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社グループは、昭和 30 年の創業以来の射出成形用精密金型事業をコアビジネスとして平成 13 年の株式公開以降、生産性の高い金型技術を活用した精密成形品事業を中国及びタイに設立した子会社を中心に開始しました。

その後、精密成形品事業における品質管理・納期管理・コスト管理の体制整備を進め、平成 19 年からは自動車部品 (二輪・四輪車用) の製造を開始しております。

当社グループの属する金型業界におきましては、海外での低い生産コスト、円高による為替問題や顧客の現地調達ニーズの高まりから、国内の製造業が海外へ製造拠点を移転することで国内での設備投資が減少していること及び中国・韓国など海外の新興金型メーカーが金型事業へ相次いで参入し成長を遂げ、生産拡大することにより、激しい価格競争がもたらされ、金型の製品価格は大幅に下落していることから、日本の金型マーケットはさらに縮小する方向にあります。

このような環境の中、当社グループの中期経営方針として、金型事業をコアビジネスとしつつもこれ

までの単品受注生産から、顧客との長期的な取引関係を築き、継続的に受注が見込める精密成形品事業を拡大することで利益の増加を目指し、精密成形品事業の稼働率の安定化による利益率の向上を目指しております。

具体的には、特に製造期間が長期にわたり、継続的に安定生産が可能な自動車用機構部品の受注の拡大を図っております。

タイは、東南アジアで最大規模の自動車市場であり、世界の大手自動車メーカーの生産拠点となっております。また、インドネシアでは過去10年間で自動車販売台数が2倍以上の規模となり、今後ともその拡大基調は続くと考えられております。さらに、平成23年には二輪車の販売が800万台を超え、自動車メーカー各社がインドネシアでの現地生産の拡大を図っております。

当社のタイの子会社ではすでに、自動車メーカー各社から精密成形品事業における燃料供給系部品の受注実績がございます。しかし、当社の現状の設備だけでは燃料供給系部品の安定供給には不十分であることから、自動車メーカー各社のインドネシアにおける燃料供給系部品の更なる安定供給ニーズに対応するため、平成24年10月に設立したPT. FUJI SEIKI INDONESIAにおいて、平成25年6月より燃料供給系関連部品の製造を開始することを予定しております。

このようなタイやインドネシアを始めとした東南アジアにおける自動車メーカー各社の現地調達ニーズにお応えするとともに、新規の顧客を獲得して受注拡大を図ることで、精密成形品事業の拡大を目指しております。そのために、PT. FUJI SEIKI INDONESIAでの製造設備への投資を実行する資金を本新株予約権の発行により資金調達を行うことに決定いたしました。

PT. FUJI SEIKI INDONESIAの製造設備への投資が、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図ることを企図しており、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

#### 【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

##### (1) その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社は、中長期的に有利子負債の削減に取り組んでいることから、間接金融（銀行借入）による資金調達は、当該経営方針と異なるとともに、借入コストの増大につながり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融による資金調達方法を選択し、その検討を行いました。その検討において、公募増資は当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高く、実行は困難であると判断いたしました。また、第三者割当増資による新株式の発行につきましても、一定規模を超える特定の事業会社からの資本受け入れは他の事業会社からの受注に影響を及ぼす恐れもあることから実行は困難であると判断し、さらに特定の投資家からの資本受け入れは、当社の決算数値及び無配が続いていることから交渉が難しく、実行は困難であると判断いたしました。

当社といたしましては、早期の業績の回復を図るため精密成形品事業の拡大及び強化並びに当社株式の流動性向上を目指しており、そのためには一定規模の資金調達が必要であるため、上記の検討を重ねた結果、今回の割当予定先に対する新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。

また、平成24年12月末連結貸借対照表を基準に、本新株予約権の行使による資本の払込が完了することにより、自己資本比率は平成24年12月末から3.0%程度引き上げられることになり、財務基盤の強化により新規取引先からの受注拡大に寄与するものと考えております。

##### (2) 本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮

するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達を検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、当社の経営に関与しないことを前提とし、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

#### ① 株式価値希薄化への配慮

本新株予約権は、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。すなわち、発行当初から行使価額は 100 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 1,700,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。また、本新株予約権には、本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権 1 個当たりにつき本新株予約権 1 個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、この場合、必要以上の対象株式の発行が抑えられ、希薄化を軽減することが可能となります。

また一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

#### ② 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の 23.12% (1,700,000 株) (当社議決権個数 68,093 個に対しては 24.97%) であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

#### ③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、本契約においては、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の半数を上限として、当社が割当予定先に対し、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

#### ④ 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

#### 【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

#### (1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は 100 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 1,700,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

#### (2) 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の JASDAQ スタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 130%を超過した場合（かかる場合を以下「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として 10 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に 10 取引日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、条件成就日当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の JASDAQ スタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 130%を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権 1 個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の JASDAQ スタンダードにおける当社株式の出来高の 15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の JASDAQ スタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 150%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権 1 個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の JASDAQ スタンダードにおける当社株式の出来高の 20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、行使指示の株数は直近 7 連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社が当社の代表取締役社長である伊井剛と締結した株式貸借契約の範囲内（200,000 株）とすることとしております。

#### (3) 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成 25 年 4 月 19 日）時点における当社発行済株式総数（7,354,000 株）の 10%（735,400 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

#### (4) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額（発行価額）と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

#### (5) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記（2）記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	171,176,400 円
内訳（新株予約権の発行による調達額）	1,176,400 円
（新株予約権の行使による調達額）	170,000,000 円
発行諸費用の概算額	9,381,000 円
差引手取概算額	161,795,400 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用 300 千円（堂島法律事務所）、新株予約権評価費用 2,500 千円（株式会社ブルータス・コンサルティング）、フィナンシャル・アドバイザー費用 5,081 千円（株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー）、登記費用関連費用 1,300 千円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）200 千円となります。なお、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、弁護士・新株予約権評価費用及び外部調査費用の支出のみが発生することになります。

しかし、直接金融による資金調達にあたっては、当該費用に類する支出は必然であることから、当該費用の支出は合理的なものと判断しております。

また、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合減少するとともに、上記発行諸費用のうちフィナンシャル・アドバイザー費用及び登記関連費用、株式事務手数料も減少します。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
PT. FUJI SEIKI INDONESIA での製造設備への投資	160	平成 25 年 5 月～平成 26 年 1 月

調達資金約 160 百万円は、平成 24 年 10 月にインドネシアのバンドン市に設立した PT. FUJI SEIKI INDONESIA における、成形品製造設備及び金型加工設備等への投資資金に充当することを予定しております。

バンドン市はジャカルタ東部の自動車産業が多数集積した工業団地を經由した南東部に位置し、関連部品の供給に適した地域であります。当地の工業団地に土地（約 6,200 m<sup>2</sup>）と建物（約 3,200 m<sup>2</sup>）

を取得し、自動車関連部品の製造開始に向けて準備を進めております。

PT. FUJI SEIKI INDONESIA でのタイやインドネシア向け自動車関連部品の生産体制を確立することにより、既存顧客への安定供給及び新規顧客からの受注拡大を図ることを目指しております。さらに今回の投資がタイやインドネシアを始めとする今後の東南アジア市場での精密成形品事業の拡大に向けての基盤の強化に繋がるものと考えております。

今回調達する資金は、主として成形品製造設備及び金型加工設備の取得に充当する予定であります。

当社は、上記項目への資金の活用により事業基盤の拡大を図ると同時に、中長期の事業構築の動きを確実にを行うことで持続企業としての礎を築き、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応えられるものと考えております。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額により変更がありうることから、上記設備投資の内容について変更する場合があります。その場合は、経費削減等による資金の確保、及び事業計画の見直しを行うとともに、時々の金利水準、資本コストの変動等を勘案しながら他の方法による資金調達で充当していく考えであります。

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金により、東南アジアの自動車市場における精密成形品事業の拡大を通じて中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。従いまして、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、他社上場企業の第三者割当における評価実績をもとに、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格の変動性（ボラティリティ 37.06%）、満期までの期間（2年）、配当利回り（0%）、無リスク利子率（0.13%）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しました。当社はこれを参考に、第1回新株予約権の1個当たりの払込金額を6,920円（1株当たり0.692円）といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成25年4月18日）のJASDAQスタンダードにおける普通取引の終値111円を参考として1株100円（乖離率 $\Delta$ 9.91%）に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議し、また、資金調達の確実性を上げるためには有利発行とならない範囲内で行使価額を低く抑えることも有効となることを考慮の上で判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均111円に対する乖離率は $\Delta$ 9.91%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均112円に対する乖離率は $\Delta$ 10.71%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均110円に対する乖離率は $\Delta$ 9.09%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前営業日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するよりも、平成25年2月19日付「平成24年12月期決算短信」及び同日付の「特別損失の発生及び連結通期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表した直近の決算状況を反映して形成されて

いる取締役会決議日の前営業日終値が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、また、これにより算定した発行価額については、会社法第 238 条第 3 項第 2 号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にしております。また、当社監査役全員より、本新株予約権の行使価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、発行価額については、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額を踏まえて発行価額を決定していることより特に有利な金額には該当しないと取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は 1,700,000 株であり、平成 24 年 12 月 31 日現在の当社発行済株式総数 7,354,000 株に対し 23.12%（平成 24 年 12 月 31 日現在の当社議決権個数 68,093 個に対しては 24.97%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1 株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、現在のように厳しい経営環境の中でも収益を確保するためには、成長性の高い東南アジアにおける精密成形品事業の売上を拡大するための設備投資資金の確保は必要であり、また今後も継続的安定的に収益を計上する企業へとなるためには、当該規模の資金調達が必要であると考えております。

また、前述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得する予定です。

また、当社の過去 3 期の 1 株当たり当期純利益は、平成 24 年 12 月期 33.46 円、平成 23 年 12 月期 0.98 円、平成 22 年 12 月期 34.15 円となっております。調達した資金を成長性の高い東南アジアにおける精密成形品事業の売上を拡大するための設備投資に厳選して投下し、当社の業績の拡大を図り、1 株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

①	名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
②	所 在 地	東京都港区赤坂二丁目 1 7 番 2 2 号
③	代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
④	事 業 内 容	投資事業
⑤	資 本 金	10 百万円
⑥	設 立 年 月 日	平成 24 年 2 月 1 日（注 1）
⑦	発 行 済 株 式 数	200 株
⑧	決 算 期	1 月 31 日
⑨	従 業 員 数	3 人

⑩	主要取引先	みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券		
⑪	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
⑫	大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%		
⑬	当事会社間の関係			
	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成23年1月期 (注2)	平成24年1月期 (注2)	平成25年1月期
	純資産	2	13	96
	総資産	817	245	924
	1株当たり純資産(円)	10,568	65,616	480,064
	売上高	2,532	724	2,766
	営業利益	386	14	49
	経常利益	386	14	58
	当期純利益	53	11	76
	1株当たり当期純利益(円)	268,959	55,048	380,331
	1株当たり配当金(円)	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※ 上記は、平成25年4月19日現在のものです。

※ 割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー 東京都千代田区）に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

(注) 1. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立されております。

2. 新設分割前のマイルストーン・アドバイザリー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）の業績です。

## (2) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先を選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成 25 年 4 月 19 日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社とは、上述の検討過程において当社のフィナンシャル・アドバイザーである株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーの紹介で初回面談を行い、その後協議・交渉をいたしました。マイルストーン社は、平成 21 年 2 月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。(同社は、平成 24 年 2 月 1 日にマイルストーン・アドバイザー株式会社(旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立され、従前の投資事業をそのまま引き継いでおります。)

開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までの約 4 年で、当社を除く上場企業 20 社に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使を行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

本新株予約権は、「2. 募集の目的及び理由【本資金調達の方法を選択した理由】、【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】」に記載したとおり、当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっております。そして、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られたことから、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が行使された際、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営に介入する意思がないとご表明頂いております。

### (3) 割当予定先の保有方針

当社は、マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。さらに最近の財産状態の説明を聴取しており、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

当社は、平成 24 年 2 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日に係るマイルストーン社の第 1 期事業報告書を受領し、その損益計算書により当該期間の売上高が 2,766 百万円、営業利益が 49 百万円、経常利益が 58 百万円、当期純利益が 76 百万円であることを確認しました。

また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領して平成 25 年 3 月 22 日現在の預金残高が 553 百万円であることを確認し、マイルストーン社の預金口座残高により払込みに要する財産の

存在について確認しました。

当社は、マイルストーン社の財務諸表に記載された数値及び預金口座残高により払込みに要する財産の存在について確認し、本新株予約権に行使制限条項として「本新株予約権の行使により、行使後に行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式の総数が、735,400株（本新株予約権の発行決議日における当社発行済株式総数（7,354,000株）の10%に相当する株式数）を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない」という条件が付されていることから、当該10%の新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社の代表取締役社長である伊井剛との間で、当社株式の貸借契約を締結する旨の説明を受けております。また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

#### （5）株式貸借に関する契約

マイルストーン社からの要請により、当社の代表取締役社長である伊井剛との間で、平成25年4月19日から平成27年5月6日までの期間において当社普通株式200,000株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付けに限り、これ以外の空売りを目的としない旨合意しております。

#### （6）その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

### 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成24年12月31日現在）	
有限会社アイエス興産	16.50%
伊井 壽壽子	9.41%
ブラザー工業株式会社	5.76%
伊井 剛	4.70%
伊井 良江	4.70%
伊井 幸雄	4.32%
株式会社三菱東京UFJ銀行	3.26%
尾上 公彦	2.62%
不二精機従業員持株会	2.18%
青森 佳信	1.77%

（注）1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成24年12月31日時点の株主名簿を基準としております。

3. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成25年5月7日から平成27年5月6日までの発行後2年間となっております。

す。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

4. 本新株予約権の行使による交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

#### 8. 今後の見通し

現在のところ、平成25年2月19日に発表いたしました平成25年12月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績（連結）

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
連結売上高	5,804百万円	5,812百万円	4,449百万円
連結営業利益	332百万円	177百万円	24百万円
連結経常利益	139百万円	70百万円	△42百万円
連結当期純利益	232百万円	6百万円	227百万円
1株当たり連結当期純利益	34.15円	0.98円	33.46円
1株当たり配当金	0.00円	0.00円	0.00円
1株当たり連結純資産	68.96円	59.86円	114.45円

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成24年12月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	7,354,000株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	－株	－%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	－株	－%

##### (3) 最近の株価の状況

###### ① 最近3年間の状況

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
始値	71円	129円	95円
高値	167円	190円	146円
安値	69円	72円	92円
終値	129円	94円	111円

###### ② 最近6か月間の状況

	10月	11月	12月	平成25年 1月	2月	3月
始 値	104円	104円	104円	111円	113円	106円
高 値	118円	110円	119円	123円	124円	124円
安 値	98円	99円	103円	108円	105円	106円
終 値	104円	105円	111円	113円	108円	110円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成25年4月18日
始 値	111円
高 値	112円
安 値	111円
終 値	111円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項はありません。

## 11. 発行要項

### 不二精機株式会社第1回新株予約権

#### 発行要項

1. 新株予約権の名称 不二精機株式会社第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,176,400 円
3. 申込期日 平成 25 年 5 月 7 日
4. 割当日及び払込期日 平成 25 年 5 月 7 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,700,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 10,000 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 170 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 6,920 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、100 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

## 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこ

の差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場（以下「JASDAQ スタンダード」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

平成25年5月7日から平成27年5月6日（但し、平成27年5月6日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成25年4月19日）時点における当社発行済株式総数（7,354,000株）の10%（735,400株）（但し、第10項第(2)号及び第(5)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、第10項第(2)号及び第(5)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。

当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の

通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

##### (1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

##### (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

##### (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

##### (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

##### (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

##### (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

#### 15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の第三者への譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

#### 17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項

記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

#### 19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

#### 20. 行使請求受付場所

不二精機株式会社 管理本部

#### 21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 東大阪支店

#### 22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間のコミットメント条項付き第三者割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 6,920 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日（平成 25 年 4 月 18 日）の JASDAQ スタンダードにおける当社普通株式の終値 111 円に 0.9 を乗じて得た金額を基に決定した。

#### 24. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上